

別表第一 (第四十八条関係)

書類の種類	作成区分	記載事項	記載上の注意
相場表	毎日及び毎月	<p>成立した取引に係る対価の額又は約定価格等</p>	<p>記載上の注意</p> <p>一 取引の種類ごとに別葉とし、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分して記載すること(取引高報告書において同じ)。</p> <p>二 法第二十条第八項第一号に規定する取引(以下「現物先物取引」という。)のうち、格付先物取引の場合にあつては、限月ごとに、銘柄別先物取引の場合にあつては、銘柄及び限月ごとに、区分して記載すること(取引高報告書において同じ)。</p> <p>三 法第二十条第八項第二号に規定する取引(以下「現金決済先物取引」という。)及び同項第三号に規定する取引(以下「指数先物取引」という。)の場合にあつては、限月ごとに、区分して記載すること(取引高報告書において同じ)。</p> <p>四 法第二十条第八項第四号に規定する取引(以下「オプション取引」という。)の場合にあつては、限月、オプションの種類及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る対価の額をいう。以下同じ。)が同一であるものごとに区分して記載すること(取引高報告書において同じ)。</p> <p>五 法第二十条第十項第一号ニに規定する取引(以下「実物取引」という。)の場合にあつては、銘柄ごとに区分して記載すること(取引高報告</p>

	<p>取引高報告書</p>
	<p>毎日及び毎月。ただし、会員等別の取引高報告書については毎月。</p>
<p>六 限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること（取引高報告書において同じ。）。</p> <p>七 毎日の相場表には、その日において成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等をそれぞれ記載すること。</p> <p>八 毎月の相場表には、その月の最初の営業日の最初の対価の額又は約定価格等、その月の月中の営業日において成立した最高及び最低の対価の額又は約定価格等並びにその月の最終の営業日の最終の対価の額又は約定価格等をそれぞれ記載すること。</p>	<p>一 現物先物取引及び実物取引にあつては、出来高、受渡高及び取引組残高につき、その数量及び金額</p> <p>二 現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、出来高及び取引組残高につき、その数量及び金額</p> <p>三 オプション取引にあつては、出来高及び取引組残高につき、その数量及び金額並びに権利行使高（自己の意思表示により成立した取引の数量。以下同じ。）</p> <p>四 会員等別の取引高報告書は、会</p>

員等の氏名又は商号若しくは名称並びに、現物先物取引及び実物取引にあつては、売付高、渡高、買付高及び受高につき、数量及び金額、現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、売付高及び買付高につき、数量及び金額、オプション取引にあつては、オプションの種類、売付高（オプションを付与する立場の当事者となる取引の取引高をいう。）及び買付高（オプションを取得する立場の当事者となる取引の取引高をいう。）につき、数量及び金額並びに権利行使高及び被権利行使高（相手方の意思表示により成立した取引の数量。以下同じ。）

別表第二 (第四十九条関係)

商品取引所		東京穀物商品取引所		東京工業品取引所		中部商品取引所	
商品市場	数量(自己の計算)	農産物市場	千八百枚	砂糖市場	五千枚	ゴム市場	六百枚
数量(自己の計算)	数量(委託者の計算)	大豆(一般大豆)	百枚	大豆(Non-GMO大豆)	百枚	大豆(とうもろこし)	百枚
大豆(一般大豆)	五十枚	大豆(Non-GMO大豆)	五十枚	大豆(とうもろこし)	五十枚	大豆ミール	五十枚
アラビカコーヒー生豆	五十枚	アラビカコーヒー生豆	五十枚	アラビカコーヒー生豆	五十枚	アラビカコーヒー生豆	五十枚
ロブスタコーヒー生豆	五十枚	ロブスタコーヒー生豆	五十枚	ロブスタコーヒー生豆	五十枚	ロブスタコーヒー生豆	五十枚
野菜	五十枚	野菜	五十枚	野菜	五十枚	野菜	五十枚
生糸	五十枚	生糸	五十枚	生糸	五十枚	生糸	五十枚
精糖	五十枚	精糖	五十枚	精糖	五十枚	精糖	五十枚
粗糖	五十枚	粗糖	五十枚	粗糖	五十枚	粗糖	五十枚
くん煙シート(RSS)	五十枚	くん煙シート(RSS)	五十枚	くん煙シート(RSS)	五十枚	くん煙シート(RSS)	五十枚
金	百枚	金	百枚	金	百枚	金	百枚
銀	二百枚	銀	二百枚	銀	二百枚	銀	二百枚
白金	五十枚	白金	五十枚	白金	五十枚	白金	五十枚
パラジウム	五十枚	パラジウム	五十枚	パラジウム	五十枚	パラジウム	五十枚
ガソリン	五十枚	ガソリン	五十枚	ガソリン	五十枚	ガソリン	五十枚
灯油	五十枚	灯油	五十枚	灯油	五十枚	灯油	五十枚
軽油	五十枚	軽油	五十枚	軽油	五十枚	軽油	五十枚
原油	五十枚	原油	五十枚	原油	五十枚	原油	五十枚
アルミニウム	二十枚	アルミニウム	二十枚	アルミニウム	二十枚	アルミニウム	二十枚
鶏卵	五十枚	鶏卵	五十枚	鶏卵	五十枚	鶏卵	五十枚
鉄スクラップ	五十枚	鉄スクラップ	五十枚	鉄スクラップ	五十枚	鉄スクラップ	五十枚
ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚	ガンリン	五十枚
灯油	五十枚	灯油	五十枚	灯油	五十枚	灯油	五十枚

別表第三 (第五十条関係)

帳簿の種類	先物取引日記帳	記載事項	先物取引勘定元帳		記載上の注意
	<p>記載事項</p> <p>一 商品取引所名</p> <p>二 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>三 日付</p> <p>四 限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別）</p> <p>五 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間</p> <p>六 取引高</p> <p>七 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>八 権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。）</p> <p>九 対価の額又は約定価格等</p> <p>十 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>十一 約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>十二 総取引金額（オプション取引の場合に限る。）</p>	<p>記載上の注意</p> <p>一 商品取引受託業務を行う者にあつては、作成しないことができる。</p> <p>二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。</p> <p>三 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、その限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。</p> <p>四 権利行使高又は被権利行使高については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。</p> <p>五 約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、その限月ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごとに記載すること。</p> <p>六 対価の額及び総取引金額については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。</p>		<p>一 帳簿の作成日</p> <p>二 商品取引所名</p>	<p>一 商品取引受託業務を行う者にあつては、作成しないことができる。</p>

	<p>三 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>四 限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別）</p> <p>五 成立年月日</p> <p>六 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間</p> <p>七 数量</p> <p>八 対価の額又は約定価格等</p> <p>九 売買差損益金又は総取引金額</p> <p>十 差引損益金</p> <p>十一 商品先物決済損益</p>	<p>二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。</p> <p>三 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別及び権利行使、被権利行使又は権利消滅の別ごとに記載すること。</p> <p>四 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。</p> <p>五 商品先物決済損益については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。</p>
先物取引建玉計算帳	<p>一 商品取引所名</p> <p>二 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>三 日付</p> <p>四 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別）</p> <p>五 前日建玉残高</p> <p>六 取引高</p> <p>七 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>八 受渡高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>九 権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。）</p> <p>十 本日建玉残高</p>	<p>一 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。</p> <p>二 商品取引受託業務を行う者にあつては、自己又は受託の別ごとに記載すること。</p> <p>三 前日建玉残高及び本日建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。</p> <p>四 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、売買の別ごと、新規又は転売若しくは買戻しの別ごと及びその合計額を記載すること。</p> <p>五 帳入値段又は帳入指数については、当日のもの及び前営業日のものとの差を記載すること。</p> <p>六 取引証拠金預託必要額は、商品取引市場における会員等の自己の計算による取引の場合に、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金及び流動証拠金ごと並びにこれらの合計額を記載すること。</p>

<p>先物取引受渡計算帳</p>	
<p>一 上場商品の種類 二 限月 三 受渡の日時 四 委託者名 五 受渡供用品の種類及び銘柄 六 受渡高 七 倉庫名 八 倉荷証券番号 九 約定価格 十 受渡値段 十一 格付差金 十二 約定価格に基づく受渡代金 十三 受渡値段に基づく受渡代金 十四 受渡値段に基づく受渡代金に係る消費税額 十五 委託手数料及び委託受渡手数料 十六 委託手数料に係る消費税額 十七 諸勘定 十八 差引受払額 十九 受渡仕切差金 二十 商品取引所又は商品取引清算機関における受渡 代金</p>	<p>十一 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十二 帳入差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十三 取引証拠金預託必要額</p>
	<p>一 商品取引受託業務を行う者にあつては、自己又は受託の別ごとに記載すること。 二 受渡高については、受渡しの別ごとに記載すること。 三 差引受払額については、受払いの別ごとに記載すること。</p>

別表第四 (第九十九条関係)

1 法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引及び店頭商品先物取引にあつては、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額

取引の区分	算定方法																					
商品取引員の自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引	<p>一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品若しくは上場商品指数の種類又は店頭商品先物取引の対象とされる上場商品構成物品等ごとに、次に定める式により算定した額の合計額</p> $a \times b \times c \times 0.03 + d \times b \times c \times 0.15$ <p>この式において、a、b、c及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 売建玉及び買建玉の合計数量 b 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指数 c 倍率 d 売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量 <p>一の委託者ごとに、次に定める式により算定した額(当該額が負となる場合にあつては零)の合計額</p> $[e + (0.4 \times a \times b \times c \times 0.1 + 0.6 \times a \times b \times c \times 0.1 \times e + f) - g] \times h$ <p>この式において、e、f、g及びhは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> e 売建玉及び買建玉に係る差損金が、差益金を超える場合にあつては当該超える額、当該差益金を超えない場合にあつては零 f 全ての売建玉及び買建玉に係る差損金の合計額 g 取引証拠金の額 h 次の表に掲げる委託者の区分に応じ同表に定める率 																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">委託者の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">金融機関等</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定格付を付与された者</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定格付を付与されていない者</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の法人等</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定格付を付与されていない者</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	委託者の区分		率	金融機関等		1.2%	指定格付を付与された者		5%	指定格付を付与されていない者		6%	その他の法人等		25%	指定格付を付与されていない者		25%	個人		25%	
委託者の区分		率																				
金融機関等		1.2%																				
指定格付を付与された者		5%																				
指定格付を付与されていない者		6%																				
その他の法人等		25%																				
指定格付を付与されていない者		25%																				
個人		25%																				

法第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額

取引の区分	算定方法								
商品取引員の自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引	(1) 一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品若しくは上場商品指数の種類又は店頭商品先物取引の対象とされる上場商品構成物品等ごとに、原資産の売建玉又は買建玉の数量に当該原資産の時価の十八パーセントに相当する額及び倍率を乗じた額 (2) (1)の規定にかかわらず、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額をもって(1)の額に代えることができる。								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1098 611 1145 1256">区分</td> <td data-bbox="1098 1267 1145 1868">額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 611 1098 1256">当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合</td> <td data-bbox="1002 1267 1098 1868">当該取引証拠金の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 611 1002 1256">買建玉の場合</td> <td data-bbox="954 1267 1002 1868">当該取引に係るプレミアムの額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="802 611 954 1256">売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合</td> <td data-bbox="802 1267 954 1868">(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額</td> </tr> </table>	区分	額	当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合	当該取引証拠金の額	買建玉の場合	当該取引に係るプレミアムの額	売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合	(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額	
区分	額								
当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合	当該取引証拠金の額								
買建玉の場合	当該取引に係るプレミアムの額								
売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合	(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額								
委託者の計算による商品市場における取引（売建玉に限る。）	一の委託者ごとに、次に定める式により算定した額の合計額 $[e + (0.4 \times a \times i \times c \times 0.1 + 0.6 \times a \times i \times c \times 0.1 \times e \div f) - g] \times h$ この式において、iは、売建玉及び買建玉に係る権利行使価格を表すものとする。								

備考

1 次の(1)から(11)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(11)までに定めるところによる。

- (1) 商品市場における取引 法第百三条第一項及び第百七十九条第一項に規定する商品市場における取引をいう。
- (2) 売建玉 決済を結了していない売付けをいう。
- (3) 買建玉 決済を結了していない買付けをいう。
- (4) 倍率 売建玉及び買建玉について商品取引所及び店頭商品先物取引業者が定める取引単位を約定価格等の単位となる数量で除した

ものをいう。

(5) 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イ 商品取引員

ロ 証券会社

ハ 外国証券会社

ニ 国内の金融機関（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）第三条第一項第三号ハの金融機関をいう。以下この表において同じ。）

ホ 指定国（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第一項第六号の指定国をいう。以下この表において同じ。）（日本国を除く。）の金融機関（自己資本比率基準の適用を受けている者に限る。）

ヘ 指定国の外国証券業者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

(6) 指定格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第四条第四項の指定格付をいう。以下この表において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されているものとみなす。なお、指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

(7) 権利行使価格 オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格、数値又はこれらと類似のものをいう。

(8) コール・オプション オプション取引における原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。）を買う権利をいう。

(9) プット・オプション オプション取引における原資産を売る権利をいう。

(10) アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態をいう。

(11) アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおける権利行使価格と原資産の時価との差額をいう。

2 dにおいて、売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量について、直近の一年間又はそれ以上の期間の次の(1)から(3)までに掲げるもの間の価格変動の相関係数が十分の九以上である場合には、次の(1)から(3)までに掲げるものの売建玉及び買建玉の数量を相殺することができる。

(1) 同一の商品市場における上場商品又は上場商品指数

(2) 上場商品指数及びその上場商品指数対象物品である上場商品

(3) 上場商品及び上場商品構成物品等又は上場商品指数及びその上場商品指数の上場商品指数対象物品である上場商品構成物品等

3 hの表に定める率については、委託者の区分を行うことが困難な場合にあつては25%とし、次に掲げる者に該当する場合にあつては委託者の区分にかかわらず100%とする。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者

(2) 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者

(3) 客観的に債務超過状態にあると認められた法人

4 コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。

5 商品取引員の自己の計算による商品市場における取引においては、同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。

別表第五 (第百十三条関係)

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
注文伝票	<p>一 受託日時</p> <p>二 商品取引所名</p> <p>三 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>四 自己又は受託の別(受託の場合にあつては委託者名)</p> <p>五 受託者名</p> <p>六 売買の別</p> <p>七 数量</p> <p>八 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引については限月、新規、転売若しくは買戻し又は受渡しの別、オプション取引についてはオプション銘柄(限月、権利行使価格、プット又はコールの別)、新規又は転売若しくは買戻し、権利行使又は被権利行使の別</p> <p>九 指値又は成行その他注文の種類(指値の場合にあつては、その値段及び注文の有効期限。成行の場合にあつては、取引を行う日及び場節)</p> <p>十 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日及び場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日時</p> <p>十一 対価の額又は約定価格等</p> <p>十二 取引が不成立となった場合にあつては、その理由</p> <p>十三 転売又は買戻しの場合にあつては、当初約定日、数量及び対価の額(オプション取引の場合に限る。)又は約定価格等(現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。)</p>	<p>一 日付順につづり込んで作成すること。</p> <p>二 コンピューターへの直接入力により注文伝票の作成を行う場合は、以下の(1)から(5)までの全ての要件を満たすこと。なお、この場合においては、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。</p> <p>(1) 受託と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。</p> <p>(2) 入力されたデータの控えを作成し、及び保存すること。</p> <p>(3) 入力時刻が自動的に記録されること。</p> <p>(4) 入力された事項を取消し、又は修正した場合は、その取消し又は修正の記録がそのまま残されること。</p> <p>(5) 注文内容を電話により営業所に連絡する場合、コンピューターの稼働終了後に翌日の注文を受託する場合、災害等によりコンピューターが使用不能となる場合等受託と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、受託時に手書きで注文伝票を作成すること。</p> <p>ただし、受託時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューターへの直接入力により作成した注文伝票を併せて保存する場合は、手書きの注文伝票に追記する必要はない。</p> <p>三 取引が不成立の場合は、その旨を記載した注文伝票を保存すること。</p> <p>四 法第二十六条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。</p>

	先物取引計算帳	
	<p>十四 権利行使の場合にあつては、権利行使に係るオプション取引の買建玉</p> <p>一 商品取引所名</p> <p>二 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>三 日付</p> <p>四 自己又は受託の別（受託の場合にあつては委託者名）</p> <p>五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別）</p> <p>六 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間</p> <p>七 取引高</p> <p>八 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>九 権利行使高及び被権利行使高（オプション取引の場合に限る。）</p> <p>十 対価の額又は約定価格等</p> <p>十一 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>十二 約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。）</p> <p>十三 総取引金額（オプション取引の場合に限る。）</p>	<p>五 オプション取引について、権利行使の場合及び被権利行使の場合にあつては、新規、転売又は買戻しの別及びその数量を記載すること。</p> <p>一 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その受託を受ける商品取引員の商号を記載すること。</p> <p>二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。</p> <p>三 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。</p> <p>四 権利行使高及び被権利行使高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。</p> <p>五 約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、自己又は委託者の別ごと及び限月ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額を自己又は受託の別ごと及び限月ごとに記載すること。</p> <p>六 対価の額及び総取引金額については、限月ごと、権利行使価格ごと及びプット又はコールの別ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載</p>

	<p>委託者別先物取引 勘定元帳</p>	<p>すること。</p>
<p>一 委託者名 二 帳簿の作成日 三 商品取引所名 四 上場商品又は上場商品指数の種類 五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 六 成立年月日 七 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 八 数量 九 対価の額又は約定価格等 十 売買差損益金又は総取引金額 十一 委託手数料 十二 消費税額 十三 差引損益金又は差引受払金 十四 損益の清算又は受払いの状況</p>	<p>一 法第二十条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。 三 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別又は権利行使、被権利行使若しくは権利消滅の別ごとに記載すること。 四 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。 五 損益の清算又は受払いの状況については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。 六 商品市場における会員等の自己の計算による取引についても記載すること。</p>	<p>一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 二 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額、返戻額及び差引預託額を記載し、現金については、その内訳として、預託額、返戻額及び差引預託額を記載すること。</p>
<p>証拠金等出納帳</p>	<p>一 帳簿の作成日 二 委託者名 三 証拠金等の別 四 有価証券又は倉荷証券 五 現金 六 預託現在高</p>	

	<p>委託者別証拠金等 現在高帳</p>	<p>預り有価証券差入 明細帳</p>	<p>委託者総合管理表</p>
	<p>一 委託者名 二 帳簿の作成日 三 証拠金等が預託された年月日 四 摘要 五 証拠金等の別 六 有価証券又は倉荷証券 七 現金 八 預託現在高</p>	<p>一 差入先及び差入目的 二 帳簿の作成日 三 差入又は返戻年月日 四 委託者名 五 有価証券銘柄名 六 数量又は額面 七 単価 八 差入額 九 返戻額 十 現在高</p>	<p>一 帳簿の作成日 二 委託者名</p>
<p>三 有価証券又は倉荷証券及び現金のそれぞれの内訳並びに預託現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。</p>	<p>一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 二 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額及び返戻額を、現金については、その内訳として、預託額及び返戻額を、預託現在高については、その内訳として、有価証券又は倉荷証券及び現金ごとの額並びにそれらの合計額を記載すること。 三 有価証券又は倉荷証券、現金及び預託現在高のそれぞれの内訳については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。</p>	<p>一 差入先別に別業とすること。 二 同一差入先に別目的で差し入れている場合は別業とすること。 三 単価、差入額、返戻額及び現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。</p>	<p>一 建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。 二 預託猶予（法第百三条第八項（法第百七十九条第七項にお</p>

	<p>三 商品取引所名</p> <p>四 上場商品又は上場商品指数の種類</p> <p>五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別。）</p> <p>六 約定年月日</p> <p>七 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間</p> <p>八 建玉残高</p> <p>九 対価の額又は約定価格等</p> <p>十 帳入値段又は帳入指数</p> <p>十一 値洗損益金通算額</p> <p>十二 無担保値洗損金通算額</p> <p>十三 差換の有無又は預託猶予の別</p> <p>十四 預り証拠金額</p> <p>十五 委託者未払金又は委託者未収金</p> <p>十六 無担保委託者未収金</p> <p>十七 取引本証拠金基準額</p> <p>十八 取引証拠金預託必要額</p> <p>十九 預り証拠金余剰額又は不足請求額</p> <p>二十 取引本証拠金維持額</p> <p>二十一 値洗充当可能額</p> <p>二十二 商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額</p>
<p>委託者別資産管理・保全台帳</p>	<p>一 日付</p> <p>二 委託者名</p> <p>三 証拠金等の別</p>
<p>いて準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金の全部又は一部についてその預託の猶予を受けることをいう。以下同じ。）の別については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。</p> <p>三 預り証拠金額については、現金及び有価証券又は倉荷証券並びにそれらの合計額を記載し、それぞれについて充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。</p> <p>四 取引証拠金預託必要額については、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金、プレミアム証拠金及び追証拠金ごとに記載するとともに、それらの合計額を記載すること。</p> <p>五 記載事項（帳簿の作成日、委託者名、商品取引所名、上場商品又は上場商品指数の種類、限月、約定年月日及び場節又は時間を除く。）については、個々の建玉、委託者（一人ずつ及び差換の有無又は預託猶予の別ごと）及び全ての委託者ごとにその額を記載すること。ただし、無担保値洗損金通算額、預り証拠金額、委託者未払金又は委託者未収金、無担保委託者未収金、取引証拠金預託必要額の合計額及びその内訳中追証拠金、預り証拠金余剰額又は不足請求額、取引本証拠金維持額、値洗充当可能額並びに商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額については、個々の建玉ごとのその額を記載することを要しない。</p>	<p>一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金若しくは清算取次証拠金又は預託猶予の別を記載すること。ただし、預託猶予については、委託者が法第百三条第</p>

	<p>四 証拠金合計額</p> <p>五 オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金</p> <p>六 受渡しに係る負債</p> <p>七 値洗損益金通算額</p> <p>八 商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者先物取引差金又は未収委託者先物取引差金</p> <p>九 委託者未払金又は委託者未収金</p> <p>十 委託者仮払金</p> <p>十一 委託者に係る負債から委託者に係る資産（商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額を除く。）を控除した額</p> <p>十二 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額</p> <p>十三 保全対象財産</p>
<p>三項の取次者、法第七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限り記載すること。</p> <p>二 値洗損益金通算額及び委託者未払金又は委託者未収金については、無担保部分の内訳を記載すること。</p> <p>三 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額については、その内訳として、差換をしていない場合については現金の額、有価証券又は倉荷証券の額、委託者先物取引差金（損）充当控除額、委託者未収金充当控除額及び委託者が返還請求権を有する額を、差換をした場合にあつては差し換えて預託した額、委託者先物取引差金（損）充当控除額、委託者未収金充当控除額及び委託者が返還請求権を有する額を記載すること。</p> <p>四 値洗損益金通算額及び商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者先物取引差金又は未収委託者先物取引差金については、時価に基づく評価額のみ記載するものとし、それ以外の記載事項（値洗損益金通算額のうち無担保部分を含み、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金のうち委託者先物取引差金（損）充当控除額、委託者未収金充当控除額を除く。）については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。</p> <p>五 全ての記載事項について、委託者ごとの合計額、証拠金等の別ごとの全ての委託者分の合計額及び全ての委託者分の合計額を記載すること。ただし、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額の合計額については、差換をした場合に限って、証拠金の別ごとに、その内訳として、現金、有価証券又は倉荷証券及び預託猶予の額を記載すること。</p>	